

J R 東海労幹関西地「発」第1号  
2020年8月14日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 萩原組合員への威圧行為に関する緊急申し入れ

8月13日、第一事業所の萩原組合員が休憩時間中に同僚に文書『提訴にあたって』を手渡した行為について、サービック第一事業所の田中総務科長と藤中係長が就業規則違反だと言いがかりをつけてきた。休憩時間中に同僚に文書『提訴にあたって』を手渡す行為の何処に問題があるというのか。

この文書『提訴にあたって』の内容は、萩原組合員がサービック会社小寺社長と第一事業所山崎副所長、竹腰所長から受けた違法行為に対して損害賠償請求を提訴するにあたっての思いを記したものであり、何ら問題はない。

会社の言いがかりは、極めて遺憾であり許しがたい事態である。萩原組合員が休憩時間中に同僚に文書『提訴にあたって』を手渡していたことが就業規則に定められた「施設内でのビラ配布行為」にあたり問題だというのであれば、そもそも、それ自体が間違いである。休息時間のビラ配布、それは最高裁判決でも認められている行為であり（最高裁平成23年（行ツ）第31号・平成23年（行ヒ）第38号）、サービックの『就業規則』の及ばないところである。

会社は直ちに萩原組合員に謝罪することと同時に、再び同様の行為を行わないことを約束・指導すること。受け入れない場合は厳正に対処する。

したがって、下記の通り緊急に申し入れるので早急に団体交渉を開催し、回答すること。

### 記

1. 萩原組合員の行為の何処に問題があるのか明らかにすること。  
上記、最高裁判決を読んでも「萩原組合員の行為は問題がある。」と主張するのか、明らかにすること。
2. 直ちに萩原組合員に謝罪すること。
3. 再び同様の行為を行わないこと。

以上